

鳥取縣公報

縣令

◇鳥取縣令第四十一號

昭和十二年七月鳥取縣令第三十三號軍事扶助法施行細則中左ノ通
改正シ昭和十七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年五月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第五條 醫療ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ
一 居宅扶助ノ場合

(一) 醫療費

別記「軍事扶助法ニ依ル醫療費點數計算規程」ニ依ルモノトシ

一點ニ付二十錢

(二) 齒科醫療費

別記「軍事扶助法ニ依ル齒科醫療費點數計算規程」ニ依ルモノ

トシ一點ニ付十錢

(三) 處方箋ニ依ル藥劑費

昭和十七年五月二十九日

第千三百三十七號

金 曜 日

本書ノサハ國定規格ヲ判

別記「軍事扶助法ニ依ル處方箋藥劑費規程」ニ依ル
二 收容扶助ノ場合

入院料一人一日二圓五十錢（生活扶助費及醫療費ヲ含ム）

醫療費ノ爲支出スル費用ニシテ前項ノ規程ニ依リ難キモノニ付
テハ實費トス

軍事扶助法ニ依ル醫療費點數計算規程

第一條 醫療費點數ハ別表ノ如ク之ヲ定ム

第二條 別表ニ記載ナキ處置又ハ手術其ノ他ニ付テハ其ノ都度之
ヲ定ム

別表ニ記載アルモ特ニ必要アリテ其ノ點數ニ據リ難キモノニ付
テハ其ノ都度之ヲ定ム

第三條 醫療費ハ別表中最低點ニ依リ請求スルヲ以テ例トシ之ニ

據リ難キ場合ハ其ノ理由ヲ醫療費請求書備考欄ニ記載ノ上本規
程ノ範圍内ニ於テ適當點數ヲ計上シテ請求スルモノトス

第四條 醫師ノ提出シタル醫療費請求書ハ傷病ノ輕重、手術處置

ノ難易等ヲ考慮シテ審査ノ上公正ニ點數ヲ定ムルモノトス
別 表

初 診

三—一五點

一 診察特ニ繁雜ナリシ場合又ハ夜間診察ハ五點以上ヲ請求シ得ルコト

二 傷病診療中他ノ傷病發生スルモ初診料ハ請求セサルコト

三 診斷ノ結果治療ヲ必要トセザルコト明トナリタル場合ノ初診料ハ請求シ得ルコト

再 診

一—五點

一 醫療方針第三投藥ノ項「ニ」ニ該當スル場合ニ請求シ得ルコト

二 自己ガ診療中ノ患者ニシテ第二診以後單ニ診察ヲ爲スニ止マリ投藥注射處置検査等ノ行ハレザル場合ニ請求シ得ルコト

往 診

三—五〇點

一 半里以內ノ往診ニシテ個々ノ場合ハ五點以上(回診ノ如キ場合ヲ除ク)ヲ請求シ得ルコト

二 半里ヲ超ユル場合ハ、半里又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ三點ヲ加フ

三、同一家屋ニ二人以上ノ患者アル場合ハ其ノ人數ニ應ジ一

宛加算シ初診ノ場合ハ別ニ初診料ヲ加算ス、但シ各患者トモ其ノ傷病ガ往診ヲ必要トスル程度ノ場合ニ限ル

四 夜間、難路、暴風雨雪時ノ往診ハ各々十割増トス

以上各項ニ謂フ夜間トハ午後九時ヨリ午前七時迄トス、但シ自己ノ表示スル診療時間内ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

藥 治 料 (容器代、第一回ハ〇・五點ヲ請求シ第二回以後ハ患者ノ負擔トス)

内服藥 (一劑一日分)

一點

頤服藥 (一回分)

〇・五—一

含嗽藥 (一劑三百cc乃至五百cc)

—

二日間使用ヲ標準トスルコト)

—

洗滌藥 (同)

—

器法藥 (同)

—

吸入藥 (同)

—

塗布藥 (一劑十瓦、三日間使用ヲ標準トスルコト)

—

撒布藥 (同)

—

膏 藥 (同)

—

坐 藥 (一箇ヲ一劑、一日一劑ヲ標準トスルコト)

—

點眼藥 (一劑五瓦、五日間使用ヲ標準トスルコト)

—

點鼻藥 (同)

—

點耳藥 (同) 一點

文書料 二點

處方箋 檢 査 料 (醫療方針ノ指示ニ特ニ注意スルコト) 三—一〇

檢 査 法 採 取 料 檢 査 料

マンツ—氏反應檢査 二點

赤血球沈降速度測定 二點

(結核ノ場合ノ測定ハ三十日以上ニ一回トス)

ワツセルマン氏反應檢査 二點

フライ氏反應檢査 二點

ウイダール氏反應檢査 二點

糞便潛血反應檢査 三點

腦脊髓液檢査 五點

上頸竇穿刺液檢査 二點

肋膜穿刺液檢査 二點

腹腔穿刺液檢査 二點

ドーグラス氏腔穿刺液檢査 三點

胃液檢査 五點

十二指腸液檢査 八點

血液化學的檢査 五點

尿化學的檢査 (定性定量) 二—三

乳汁化學的檢査 三

血液顯微鏡的檢査 五—八

尿顯微鏡的檢査 二—三

喀痰顯微鏡的檢査 二—三

糞便顯微鏡檢査 二—三

滲出物・分泌物・腫瘍内容等ノ檢査 三—五

細菌學的培養檢査 一〇—二〇

組織顯微鏡的檢査 一〇

血型檢査 一—五

血色素測定 一—三

氣管・食道直達鏡檢査 三〇—五〇

食道ブジ—檢査 三

直腸鏡檢査 四—六

尿道鏡檢査 一〇

膀胱鏡檢査 二〇

輸尿管カテテリスムス 二五—五〇

腎臟機能検査	點	一〇點
卵管通氣検査	點	二〇
視力・視野・眼底検査	點	三・五
聽力検査	點	二
妊娠反應物試験	點	二〇
レントゲン透視	點	五・一〇
レントゲン造影劑使用	點	一〇・二〇
レントゲン撮影 (フキルム又ハペーパー使用ノ別ヲ記載スベシ)	點	一〇點 六ツ 三五點
フキルム使用	點	二五 大陸 四〇 四五
カビネ	點	一〇點
カビネ以下	點	六ツ
ペーパーノ使用ハ前記ノ二割減トス	點	五〇
エレクトロカルデオグラム	點	五〇
注射料 (藥名濃度用量號數並ニ皮下又ハ筋肉或ハ靜脈内注射等ノ別ヲ必ズ記入スベシ)	點	二一〇點
皮下・筋肉・靜脈内注射	點	二一〇點
リンゲル液・生理的食鹽水注射 (三百cc以上)	點	一〇一・一五
葡萄糖液注射 (三百cc以上)	點	一五・二五
アルゼノベンツオール劑注射	點	一〇 一五
ワイル氏病血清注射 (二〇〇cc)	點	三號
デフテリヤ血清注射 (五〇〇〇單位)	點	四・五・六號
狂犬病豫防注射 (十八回完了)	點	二五
連鎖狀球菌血清注射 (二號)	點	二〇
破傷風血清注射 (二號)	點	三五
流行性腦脊髄膜炎血清注射	點	二〇
(右二項腦脊髄腔注射ハ十點ヲ加フ)	點	二〇
腦脊髄腔注射	點	一〇一・二〇
カテラン氏硬膜外注射	點	二〇
關節腔穿刺注射	點	一〇一・二〇
切開・外傷・火傷治療及各科處置料	點	三・五〇
●外科處置	點	一・一五
處置料ハ傷病ノ經過ニ從ツテ減減スルコト	點	三・五
一、小切開及小外傷	點	三・五

イ 一指趾或ハ之ニ準ズル範圍内ノ切開又ハ外傷創及之ニ準ズルモノ	點	三點 (一回限り)
治 療	點	三點
處 置	點	一・二點
ロ 二指趾又ハ前記程度ノ切開外傷ノ二ヶ所ニ及ベルモノ又ハ一ヶ所二種以上ノ切開又ハ外傷創及之ニ準ズルモノ	點	五點 (一回限り)
治 療	點	五點
處 置	點	二點
ニ 中切開及中外傷	點	六・一五點
處 置	點	六・一五點
イ 三指趾以上又ハ小切開及小外傷ノ數ヶ所ニ及ベルモノ又ハ一ヶ所三種以上ノ切開又ハ外傷創及之ニ準ズルモノ	點	六點 (二回乃至五回限り)
治 療	點	六點
處 置	點	二・三點
ロ 手足及之ニ準ズル範圍ノ外傷又ハ五種以上ノ切開及外傷創及之ニ準ズルモノ	點	一〇點 (二回乃至五回限り)
治 療	點	一〇點
處 置	點	五種以上 三・四點 手足 三・四點 手足指趾ニ亙ルモノ 三・四點
ハ 半肢、頭部、顔面、胸部、腹部及之レニ準ズル範圍ノ外傷	點	四〇・一五〇點 (二回乃至一〇回限り)
治 療	點	四〇・一五〇點
處 置	點	一〇・一五點
或ハ(ロ)程度ノ外傷又ハ切開ノ二ヶ所ニ及ベルモノ又ハ一ヶ所七種以上ノ切開又ハ外傷創及之ニ準ズルモノ	點	一五點 (二回乃至五回限り)
治 療	點	一五點
處 置	點	二ヶ所又ハ七種以上 五・六點 半肢、頭部、顔面 四・五點 胸部、腹部 六・七點
三 大切開及大外傷	點	一六・一五〇點
處 置	點	一六・一五〇點
イ 一〇種以上ノ切開及外傷創又ハ創傷ノ深部ニ及ベルモノ	點	一六點 (二回乃至一〇回限り)
治 療	點	一六點
處 置	點	八點
ロ 一肢又ハ之ニ準ズル範圍ノ外傷創	點	一六・一〇點 (二回乃至一〇回限り)
治 療	點	一六・一〇點
處 置	點	六・一〇點
ハ 二肢以上ニ亙ル範圍ノ外傷	點	三〇點 (二回乃至一〇回限り)
治 療	點	三〇點
處 置	點	八・一二點
ニ 全身ニ亙ル範圍ノ外傷又ハ切開ノ大サ深サ數等ノ前記以上ノモノ	點	四〇・一五〇點 (二回乃至一〇回限り)
治 療	點	四〇・一五〇點
處 置	點	一〇・一五點

00438

以上四項ノ處置ハ經過ニ應ジ漸次遞減シ其ノ程度輕キモノハ五點ヲ標準トス

火傷治療 (電擊傷藥物傷ヲ含ム)

イ 一肢ノ半ニ達セザルモノ 三六〇點

ロ 一肢ノ大半又ハ全肢ニ亘ルモノ 三一〇點

ハ 半身ニ亘ルモノ或ハ二肢ノ大部ニ亘ルモノ 二〇〇點

ニ 軀幹ノ大部或ハ軀幹ノ一部並ニ四肢ニ亘ルモノ三〇〇點

右四種ノ處置五回乃至十五回迄ハ狀況ニ應ジ火傷治療ニヨリ以後ハ外科處置ニ準ズ仍テ其ノ部位廣狹程度傷況等ヲ經過ト共ニ必ズ記載スベシ

●内科處置 一五點

●皮膚科處置 (部位程度ヲ明記スベシ)

外科處置ニ準ズ但シ全一肢又ハ半身以上ニ亘ルモノハ火傷治療ニ準ズ

●泌尿器科處置 一五點

イ 副睪丸炎處置 一〇三點

ロ 膀胱洗滌 二一五點

ハ 攝護腺冷却又ハ加温 一一二點

ニ 攝護腺「マツサージ」 一一二點

ホ 下疳處置 一一二點

～尿道洗滌 一一二點

(急性期間十五日ヲ標準トシテ注射ヲ併用スルコトヲ得)

ト 後部尿道點滴注入 三

チ 尿道側管治療 (二回迄ヲ標準トス) 五

●産科婦人科處置

イ 陰洗滌 一一五點

ロ 子宮腔洗滌 (腐蝕處置ヲ含ム) 三一五點

ハ 其ノ他ノ處置ハ外科處置ニ準ズ

●眼科處置

イ 洗眼點眼 一一二點

ロ 蒸氣療法 一

ハ 熱氣療法 一

ニ 結膜結石除去 二一三點

ホ 結膜下注射 (洗眼ヲ含ム) 三一五點

～卷軸帶ヲ必要トスル處置 二一五點

ト 其ノ他ハ外科處置ニ準ズ

●耳鼻咽喉科處置

イ 耳處置 一一二點

ロ 歐氏管通氣 二

00439

ハ 鼓膜「マツサージ」 一一二點

ニ 右二種以上同時ニ處置シタル場合 三

ホ 歐氏管フジールング (以上二種ノ處置ヲ含ム) 四

～外耳切開後處置 (五回迄ヲ標準トス) 二

ト 外聽道異物摘出 二一三點

チ 上顎竇洗滌 二一三點

リ 前頭竇洗滌 三一五點

ヌ 鼻内異物摘出 二

ル 鼻處置 一

ヲ 口腔處置 一

ワ 咽頭處置 一

カ 右三種 (ル乃至ワ) 中二種以上ナシタルモノ 二

ヨ 扁桃腺切除術又ハ扁桃腺剝出術後處置 (五回迄ヲ標準トスルコト) 二

タ 咽頭部外傷處置 二

レ 咽頭結核處置 三

ソ 喉頭處置 三

ツ 喉頭結核處置 三一五點

ネ 喉頭潰瘍電氣燒灼 三一五點

ナ 其ノ他ノ處置ハ外科處置ニ準ズ

胃洗滌 五一〇點

洗腸 二

注腸 三一五點

鼻腔榮養 三一〇點

滋養洗腸 三一〇點

導尿 二一四點

瀉血 三一五點

應急的人工呼吸 一〇

理學的療法

電氣療法 一一二點

ジアテルミー 二

赤外線 二

紫外線 二一三點

超短波 二一三點

レントゲン治療 二一三點

表層治療 五一五點

深部治療 一五一四〇點

(十三萬五千ポルト以上、重金属ニヨリ濃過シタルモノ)
 (悪性腫瘍ノ場合ハ毎回「單位」ヲ明記スルコト 且毎回「二〇」
 ○「單位」以上使用ヲ標準トスルコト)

マツサージ 一―二點

熱氣浴 一―二

藥浴 一―二

精神病特殊療法

マラリア發熱療法 八〇

(三十日ヲ限度トス) (強心藥注射等附隨處置ヲ含ム)

電擊療法一回 一〇

(二十回ヲ限度トス) (強心藥注射等附隨處置ヲ含ム)

持續睡眠療法 一日 三―四

(十五日ヲ限度トス) (強心藥注射等附隨處置ヲ含ム)

カルデアゾール痙攣方法 一回 七―二〇

(二十回ヲ限度トス) (強心藥注射等附隨處置ヲ含ム)

インシュリン劑衝擊療法 一〇

(準備期 六回) 一回

(第一期 五回) 一回

(第二期 五回) 一回

(第三期 四回) 一回

注射總回数三十回ヲ限度トス

前記治療法ニ附隨スル葡萄糖液ノ注射並ニ強心藥注射等ヲ含ム
 覺醒時特別ニ葡萄糖アドリナリン等ノ注射等及人工覺醒ヲ要シ
 タル場合ハ規程第二條第二項ニ據ルコト

腸寄生蟲驅除療法

十二指腸蟲驅除 (下劑ヲ含ム) 一回 五―一〇點

腸蟲驅除 (下劑ヲ含ム) 一回 一五

手術料

頭部、顔面、口腔、頸部
 (但シ眼、耳、鼻、咽喉ハ別項トス)

穿顱術 三〇〇―六〇〇點

腦腫瘍剔出術 五〇〇―八〇〇

硬腦膜血管結紮術 四〇〇―七〇〇

上顎骨切除術 四〇〇―七〇〇

下顎骨切除術 三〇〇―五〇〇

下顎骨骨折手術 四〇―二〇〇

下顎骨脱臼整復術 五―一〇

齒槽突起腫瘍手術 一〇―一〇〇

舌癌根治手術 三〇〇―六〇〇

喉癌切開術 一〇―一五〇

蝦蟇腫根治手術 五〇―一五〇點

拔牙術 三―五

頸腺結核剔出術 二〇―二五〇

耳下腺腫瘍剔出術 一〇〇―二〇〇

頸靜脈結紮術 一五〇―二〇〇

上喉頭神經アルコール注射 一〇―二〇

頸部悪性腫瘍剔出術 一〇〇―二〇〇

點狀腺腫手術 二〇〇―五〇〇

横隔膜神經捻除術 一〇〇―一五〇

氣管縫合術 三〇―六〇

食道外切開手術 一五〇―三〇〇

胸部

鎖骨骨折固定術 一〇―二〇

肋骨骨折固定術 一〇―二〇

肋骨切除術 五〇―二〇〇

肋膜穿刺術 一〇―三〇

人工氣胸術 (レントゲン検査共) 二〇―五〇

肺膿瘍手術 二〇〇―三五〇

肺腫瘍剔出術 五〇〇―八〇〇

胸廓整形術 一五〇―六〇〇點

乳腺腫瘍剔出術 五〇―一八〇

乳腺悪性腫瘍根治術 (轉移淋巴腺剔出ヲ含ム) 二〇〇―六〇〇

脊椎破裂手術 二〇〇―三〇〇

脊椎脱臼整復術 二〇―一〇〇

脊椎・骨盤觀血の手術 一五〇―三〇〇

腰部・股動脈周圍交感神経節切除術 一〇〇―二〇〇

脊椎ギプス纏帶 一〇〇―二〇〇

ギプス牀 一〇―一五〇

脊髓硬膜切開術 二〇〇―三〇〇

腹部 (但シ泌尿器・性器ハ別項トス)

腹水穿刺術 二〇―四〇

人工氣腹術 二〇―四〇

診断的開腹術 一五〇―四〇〇

タルマ・ドラモン氏手術 二五〇―四〇〇

胃切開術 三〇〇―四〇〇

胃切除術 五〇〇―八〇〇

胃造瘻術 三〇〇―四〇〇

胃腸吻合術 三〇〇―七〇〇

腸固定術	二五〇—四〇〇	點	肝臟囊腫手術	三〇〇—五〇〇	點
腸切除術	四〇〇—七〇〇		膽囊剝出術	五〇〇—八〇〇	
腸切開術	三〇〇—四〇〇		膽囊造瘻術	三〇〇—四〇〇	
腸吻合術	三〇〇—五〇〇		膽石手術	四〇〇—八〇〇	
破裂腸管縫合術	三〇〇—六〇〇		橫隔膜下膿瘍手術	二〇〇—四〇〇	
腸閉塞症手術	三〇〇—五〇〇		急性脾臟炎手術	三〇〇—五〇〇	
腸瘻閉鎖手術	二五〇—四〇〇		脾臟腫瘍剝出術	四〇〇—八〇〇	
腸管癒著剝離術	二五〇—四〇〇		脾臟剝出術	三〇〇—五〇〇	
迴盲部腫瘍切除術	四〇〇—八〇〇		ヘルニヤ根治手術	一〇〇—二五〇	
蟲樣突起切除術	二〇〇—四〇〇		痔核注射	二—五	
腸間膜損傷手術	一五〇—三五〇		痔核・痔瘻・脱肛根治手術	一〇〇—一〇〇	
急性穿孔性腹膜炎手術	二五〇—四〇〇		直腸・肛門周圍膿瘍手術	一〇〇—八〇	
結核性腹膜炎手術	二五〇—四〇〇		四 肢		
高位直腸瘻手術	二〇〇—三〇〇		瘰癧手術 (皮下)	六—一五	三
直腸瘻剝出術	四〇〇—八〇〇		膿ニ及ブモノ	一五—二五	
人工肛門造置術	二五〇—三五〇		骨ニ及ブモノ	一五—二五	
肝臟外傷手術	三〇〇—五〇〇		風棘手術	一〇—五〇	
肝臟膿瘍手術	三〇〇—五〇〇		腋窩淋巴腺腫剝出術	一〇—五〇	
			四肢脱臼整復術	一〇—五〇	
			四肢ギプス綯帶	五〇—一五〇	

四肢骨折整復固定術	二〇—五〇	點	霰粒腫手術	三—一六	點
四肢切斷術 (部位ヲ明記スベシ)	一五〇—三〇〇		トラホーム手術 (術式記入スベシ)	三—一六	
四肢關節切除術	一五〇—二五〇		眼異物除去術	一—二	
四肢關節離斷術	一五〇—二五〇		結膜異物	三—一五	
關節離動術	一五〇—二五〇		鞏膜異物	五—一〇	
股關節離斷術	二〇〇—三〇〇		結膜囊成形術	一〇—二〇	
急性化膿性股關節炎切開術	四〇—八〇		翼狀贅片手術	一〇—五〇	
急性化膿性膝及足關節炎切開	二〇—三〇		淚管擴張術 (洗眼ヲ含ム)	二—五	
足關節離斷術	一〇〇—一五〇		淚器手術	二〇—一〇〇	
手足骨剝出術	二〇—四〇		眼球手術	二〇—一五〇	
指趾關節離斷術	一〇—三〇		角膜潰瘍手術 (燒灼切開)	二〇—三〇	
鼠蹊腺腫剝出術	二〇—六〇		前房穿刺術	一〇—二〇	
アヒレス腱縫合術	三〇—一〇〇		虹彩手術	三〇—一〇〇	
アヒレス腱切斷術	一五—三〇		前房・虹彩異物摘出術	五〇—一五〇	
ガングリオンヒグローム剝出術	一〇—三〇		綠内障手術 (術式記入スベシ)	五〇—二〇〇	
眼			白内障手術	一五〇—四〇〇	
眼瞼手術	一〇—二〇		後發性白内障手術	五〇—八〇	
睫毛電氣分解術	五—二〇		硝子體內異物摘出術	五〇—二〇〇	
麥粒腫手術	二—一〇		眼球內容除去術	七〇—一五〇	

眼球剔出術	一〇〇—二〇〇	扁桃腺切除術	一五—五〇
眼窩手術	三〇—一二〇	扁桃腺剔出術	三〇—一〇〇
眼窩惡性腫瘍根治手術	一五〇—三〇〇	扁桃腺周圍膿瘍手術	五—三〇
耳、鼻、咽喉		咽喉異物摘出術	二—五
鼓膜切開術	五—一五	咽喉膿瘍切開術	五〇—八〇
慢性中耳炎根治術	二五〇—五〇〇	喉頭異物摘出術	一五—五〇
乳嘴突起鑿開術	二〇〇—三五〇	喉頭内手術	一〇〇—一五〇
耳科的頭蓋腔内手術	三〇〇—六〇〇	喉頭・氣管切開術	七〇—一五〇
耳後瘻孔縫合術	二〇—八〇	喉頭全剔出術	三〇〇—五〇〇
衄血止血術	三—一五	氣管内注入術	二〇—五〇
鼻中隔粘膜炎下切除術	三〇—一〇〇	泌尿器・性器	
下中甲介切除鼻茸手術	一〇—三〇	嵌頓包莖手術	一五—五〇
鼻咽喉良性腫瘍手術	一〇—一五〇	陰莖惡性腫瘍根治手術(轉移淋巴腺剔出ヲ含ム)	一五〇—三〇〇
鼻咽喉惡性腫瘍手術	一〇〇—一五〇	陰囊水腫穿刺	三〇—二〇〇
鼻腔副鼻腔惡性腫瘍剔出術	四〇〇—七〇〇	陰囊水腫根治術	八〇—一五〇
上顎齶齶腫症鼻内手術	二〇—八〇	睪丸剔出術	一〇〇—二五〇
上顎齶齶腫症根治手術	一〇〇—二〇〇	副睪丸切除術	一〇—一五
篩骨蜂巢開放手術	一五〇—二〇〇	尿道プーヅル挿入術	五—一〇
前頭竇炎根治手術	一五〇—二〇〇	誘導プーヅル挿入術	五—一〇

尿道手術 (内切開)	二〇—三〇	會陰裂創縫合術	一〇—一〇
尿道手術 (外切開)	五〇—一〇〇	膈・會陰又ハ子宮頸管整形術	五〇—二〇〇
尿瘻手術	五〇—一〇〇	子宮頸部燒灼術	一〇—一五〇
尿道膀胱直腸腔瘻手術	二五〇—三五〇	子宮腔上部切開術	三〇〇—一五〇〇
攝護腺膿瘍切開術	二〇—一五〇	子宮肌肉樣筋腫腔内排膿手術	三〇—一〇〇
攝護腺剔出術	四〇〇—六〇〇	ドーグラス腔膿瘍腔内排膿手術	五〇—一八〇
膀胱穿刺術	二〇	子宮出血止血處置 (分娩外)	一〇—二〇
膀胱碎石術	一〇〇—二〇〇	子宮内膿搔爬術	二〇—八〇
膀胱結石會陰剔出術	一五〇—三〇〇	完全子宮脫手術	二〇〇—三五〇
膀胱内手術	一〇〇—二〇〇	子宮惡性腫瘍腹式全剔出術	四〇〇—八〇〇
膀胱破裂手術	二〇〇—三〇〇	子宮又ハ附屬器腫瘍剔出術	二五〇—五〇〇
膀胱壁切除術	二五〇—三〇〇	腹式骨盤内排膿手術	二〇〇—三〇〇
膀胱全剔出術	五〇〇—六〇〇	附屬器癒着剝離手術	二五〇—五〇〇
腎臟周圍膿瘍手術	二五〇—三五〇	外迴轉術	五—一〇
腎臟被膜剝離術	二〇〇—三〇〇	内及雙合迴轉術	三〇—一〇〇
腎臟切開術	二〇〇—三五〇	骨盤位挽出術	六〇—一〇〇
腎臟結石剔出術	三〇〇—五〇〇	鎖子分娩術	四〇—一〇〇
腎臟剔出術	四〇〇—六〇〇	穿顱挽出術	七〇—一五〇
外陰部切除術	一〇〇—二〇〇	斷頭挽出術	七〇—二〇〇

截胎娩出術	七〇一五〇
帝王切開術	三〇〇一六〇〇
分娩時子宮出血止血法	一〇〇一〇〇
胎盤用手剝離術	三〇〇一〇〇
分娩時陰門側切開縫合術	五〇一三〇
分娩直後頸管裂傷創縫合術	五〇一〇〇
子宮外妊娠手術	三〇〇一六〇〇
胞狀鬼胎除去術	五〇一五〇
メトロイリーゼ	五〇一五〇
雜部	
骨折(複雑ヲ含ム) 觀血手術	二〇〇一三〇〇
大 腿	一〇〇一〇〇
上膊、前膊、下腿	二〇〇一八〇
其ノ他	五〇一五〇
骨髓炎手術	一〇一五〇
(膿瘍ノ單ナル切開ハ切開外傷治療ニ準ズ)	一〇一五〇
流注膿瘍刺排膿術(藥液注入ヲ含ム)	一〇一五〇
良性皮膚腫瘍剔出術	二〇〇一三〇〇
動脈瘤手術	二〇〇一三〇〇

神經縫合術 三〇一五〇
 縫合術 一〇一三〇
 精皮術(表皮・皮膚瓣) 三〇一〇〇
 輸血術(血液料ヲ含マズ) 六〇

(備考) 入院料ハ別ニ定メタル額ニ依ルモノトシ、入院中ニ於ケル注射料、検査料、理學的療法及外傷、火傷ノ治療料一日計六點ヲ超ユル場合ハ其ノ超過額ヲ入院料以外ニ請求スルコトヲ得

軍事扶助法ニ依ル齒科療費點數計算規程
 第一條 齒科療費點數ハ別表ノ如ク之ヲ定ム
 第二條 別表ニ記載ナキモノニ付テハ其ノ都度之ヲ定ム
 別表ニ記載アルモ特ニ必要アリ其ノ點數ニ據リ難キモノニ付テハ其ノ都度之ヲ定ム
 第三條 補綴ニ付テハ補綴完了シタル日ヨリ一箇年以内ニ再ビ之ヲ調製シ又ハ修理ヲ加ヘタル場合ハ別ニ其ノ齒科療費ヲ請求セザルモノトス
 第四條 齒科醫師ノ提出シタル齒科療費請求書ハ治療ノ程度、

手術處置ノ難易、修理ノ程度等ヲ考慮シテ審査ノ上公正ニ點數ヲ定ムルモノトス

種別	市 點		郡 數		摘 要
	部	點	部	數	
初 診	三	點	三	點	一人ニ付六ヶ月有効(郡部ニ於テハ當分ノ間之ヲ請求セザルモノトス)
治 療	一齒一回ニ付	二、五點	二、二點	點	一 齶齒外傷、其ノ他硬組織病 財藥、假封、覆草、拔髓、根管ノ治療及充填其ノ他 治療ヲ爲ス患齒ニ基因スル齒齦病並齒根膜炎及口腔 内ノ萎凡ノ處置(膿漏ノ治療ヲ除ク) 二 智齒周圍炎 兎藥、塗布及齒槽骨炎ノ處置
齒 齦 炎	一類一回ニ付	二、五點	二、二點	點	
口 内 炎、舌 炎	一回ニ付	二、五點	二、二點	點	
口 腔 内 消 炎 手 術	限 局	五 點	四、五點	點	齒齦膿瘍、骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍、切開手術、智齒周圍 炎、齒齦切除等、骨髓炎、骨膜炎等
口 腔 外 消 炎 手 術	廣 汎	四、五點	四、〇點	點	皮下膿炎、窩穢炎等
顎 骨 腫 瘍 手 術		九〇點	八〇點	點	齒根膿腫、瀰胸性齒牙膿腫、齒齦腫等
顎 骨 々 折 手 術		一八〇點	一六〇點	點	縫合手術ヲ含ム
外科後處置料	洗滌預布	二、五點	二、二點	點	口腔内消炎手術後處置程度ノモノ 前記以外ノタンボン交換
	タンボン交換	四點	三、五點	點	骨髓炎、骨膜炎、蜂窩織炎ノ後處置ノ場合
	其ノ他	六點	五、五點	點	

齒槽膿漏	手術一顎一回ニ付 八點 處置一顎一回ニ付 二、五點	七點	浸潤麻醉ヲ含ム
拔齒	付一齒一白齒 一〇點 付一齒一前齒 八點 埋伏智齒 三〇點	九點 七點 二、五點	拔牙ニ附隨スル麻醉及當日ニ於ケル前後ノ處置ヲ含ム
充填	付一齒一ゴム 五點 付一齒一セメント 一〇點 付一齒一アマルガム 一六點	四點 九點 一、五點	裏裝及隔壁ヲ含ム
脫離金冠装着	一齒ニ付 一〇點	九點	
脫離金冠装着	一齒ニ付 一〇點	九點	
脫離繼續齒装着	一齒ニ付 一〇點	九點	
ゴム床義齒	一床一齒ニ付 一六點	一四點	一齒ヲ増ス毎ニ 七、八點 (市部) 同 (郡部)
金鈎	一個ニ付 二八點	二五點	
代用金屬鈎	一個ニ付 一一點	一〇點	知事長官ニ於テ承認ヲ經タル不銹鋼ヲ使用スルモノトス
陶齒冠繼續齒	一齒ニ付 四〇點	三六點	
白齒金冠	一齒一白齒 一三〇點 ニ付一白齒 一〇〇點	一二〇點 九〇點	充填ニ依リ齒冠回復ノ見込ナキモノニ限ル

白齒代用金屬冠	一齒一白齒 一〇〇點 ニ付一白齒 八五點	九〇點 七五點	知事(長官)ニ於テ承認ヲ經タル銀パラヂウム合金ヲ使用スルモノトス
ゴム床破折修理	二〇點	一五點	
ゴム床義齒修理	陶齒再使用ノ場合 一齒ニ付 八點	七點	一齒ヲ増ス毎ニ 三、四點 (市部) 同 (郡部)
金鈎修理	一個ニ付 一〇點	九點	
金冠修理	一齒ニ付 三五點	三〇點	
代用金屬鈎修理	一個ニ付 五點	三點	
代用金屬冠修理	一齒ニ付 五點	二〇點	
內服藥	一日分 二點	一、五點	
頰服藥	一、五點	一點	容器ヲ必要トスル場合ハ一回ニ限リ一點ヲ請求シ、 二回以後ハ患者ノ負擔トス
含嗽藥	四〇〇瓦ニ付 二點	一、五點	
電藥	四〇〇瓦ニ付 二點	一、五點	
處方箋	五點	三點	
織帶材料	簡易ナルモノ 四點 三角巾ヲ使用スルモノ 六點 卷軸帶ヲ使用スルモノ 八點	三點 五點 六點	

軍事扶助法ニ依ル處方箋藥劑費規程

第一條 處方箋ニ依ル藥劑費ハ藥品原價、調劑手数料及容器代ヲ合計シタルモノトス

第二條 藥品原價ハ別表第一號、調劑手数料ハ別表第二號、容器代ハ別表第三號ニ依ルモノトス

第三條 藥品原價ハ劑別ニ合計セズ劑數ノ如何ニ拘ラズ藥劑文縮一回毎ニ全部ノ合計ヲ爲シ其ノ一錢未満ノ端數ハ四捨五入スルモノトス

別表第一號

藥品原價表

- (註) 一、○印ハ劇藥、△印ハ毒藥ヲ示ス
- 二、(局) ハ日本藥局方藥品ヲ示ス
- 三、單位ヲ表示セザルモノハ一瓦トス

價格(錢單位)

藥品名	價格(錢單位)
△イマミコル (一管)	九、三
イクイヨデン	一、二、九
イヒチオールスルホン酸アンモン(イヒチオール)(局)	〇、六
イヒチオール鹽一珠	三、六
イヒチオールワギン一珠	六、三
イ、チオール肛門坐藥 (5%) 一個	二、八
イヒチオール肛門坐藥 (3%) 一個	二、八
硫黃華 (昇華枕實)	〇、一
イスラビン糖衣一錠	四、五
ロートイヒチオール肛門坐藥一個	四、一
ロートタンニン酸肛門坐藥一個	三、九
ロートチンキ (局)	一、三
ロートエキス (局)	三、六
ロートニキス (5倍用)	一、五
ロヂノン (10%) (20%)	三、〇、八
ロートエキス (10倍用)	一、九
ロダンデウカルチン	六、〇
ロデアリン末	一五、七
ロデアリン末 (5倍用)	三、四
ロデアリン液	一、六
パバヨスターゼ (パイアイゼ)	四、二
ハリバ一個	三、〇
〇バルビタール (ヴェロナール) (局)	七、二
パラヌトリン末	二、九
パラヌトリン液	一、二
パラヌトリン注射液 (一管)	二〇、二

〇バグチ水

白色ワセチリン (局)	〇、一	乳酸石灰 (三共)	一、二
白色アクチゾール	一、二、六	乳酸鐵 (局)	一、八
ハセスロトル	四、八	ポリタミン液 (單味)	一、二
パンクレアチン (局)	四、七	ポリフェルミン	二、七
パンクターゼ	六、七	ポリガモール	五、六
〇パンギタール末	四、七	ホルトン (一管)	一五、四、〇
〇パンギタール液	四、七	ホルマリン (局)	〇、二
蕃椒チンキ (局)	〇、九	ホンジール	一、一、九
白糖末 (局)	〇、一	茫硝 (硫酸ナトリウム) (局)	〇、一
〇白糖末 (局)	〇、二	ボラギノール軟膏	四、〇
蜂蜜 (局)	三、七	ボラギノール坐藥 一本	八、二
薄荷腦 (局)	〇、二	ボマトン	二、〇
薄荷油 (局)	四、七	〇ボマコイン	一六、八、〇
薄荷水 (局)	二、三	〇ホミカチンキ (局)	一、三
〇麥角 (局)	〇、一	〇ホミカエキス (局)	四、二
〇麥角流動エキス (局)	一〇、三	〇ホミカエキス (10倍用)	一、〇
乳糖	一、一、八	ホスカルビン	〇、二
〇麥角 (局)	〇、五	〇ボスミン	七、〇
〇麥角流動エキス (局)	〇、六	〇ボンピリンキニン	一、九、三
乳糖	〇、六	芳香アンモニア精 (局)	〇、七

硼酸 (局)	〇、一	〇吐根チンキ (局)	一、四
硼酸軟膏 (局)	〇、八	〇吐根末 (局)	三、二
硼砂末 (局)	〇、一	吐根シロップ (局)	〇、三
〇抱水クロラール (局)	一、七	〇吐酒石 (局)	〇、九
抱水テルビン	〇、五	橙皮チンキ (局)	〇、七
〇ペロセチン	一〇、五	橙皮末 (局)	〇、二
△(ハトキシシ) (一管)	二八、〇	橙皮シロップ (局)	〇、二
ベチン	二、四	豚脂 (局)	〇、四
ベリベロール液	一、一	チバアルギン液	二五、四
ベリベロール末	三、九	〇チレオイド錠 (乾燥甲狀末) 一錠	一、四
純ベリベロール	四七、六、〇	△純ネオタンワルサン 1號一本	四九、〇
ベルガモツト油 (局)	二、六	△純ネオタンワルサン 2號一本	九五、二
ペルーバルサム (局)	二、九	△純ネオタンワルサン 3號一本	一二八、八
〇ベタナフトール (局)	一、四	△純ネオタンワルサン 4號一本	一六一、〇
(ヘキサメチレンテトラミン) (ウロトロピン) (局)	〇、八	△純ネオタンワルサン 5號一本	一九三、二
トリブタン	八、一	△純ネオタンワルサン 6號一本	二二八、二
ドライアーゼ	四、九	△デゾメアル	三一、六
トラカント末 (局)	八、〇	〇デウレチン石灰	一四、〇
〇ドーフル散 (局)	一、四	〇デウカルチン末	六、〇
〇吐根 (局)	八、八	〇デウレチン (局)	二、二

ジアスターゼ (局)	一、二	沈降硫黄 (局)	〇、二
ジアスターゼ (柏木)	五、六	沈降炭酸石灰	〇、一
ジアスターゼ (タカ)	六、八	沈降磷酸石灰 (局)	〇、二
ジアスターゼ (ツル)	四、八	リバーゼ	二、二
ジアスターゼ (タカ) 1錠	一、一	リマオン	五三、九
〇チアール末	九二、七	理研レバー	一〇、五
〇チアール錠 1錠	一六、八	流動パラフィン (局)	〇、二
デオニン	三四、九	硫化カリ (局)	〇、一
デガールン	八、九	〇硫酸銅 (局)	〇、六
〇デキヘルトン	一七、九	硫酸マグネシア硫麻 (局)	〇、一
〇デギタリスチンキ	〇、七	△硫酸アトロピン	二二六、〇
〇デギタリス葉 (局)	一、二	〇硫酸亜鉛 (局)	〇、一
〇デギタリス葉末	〇、六	硫酸キニーネ (局)	一七、二
〇ジギタミン末	三、九	龍膽末 (局)	〇、三
〇デギタミン液	四、七	龍膽チンキ	〇、三
チモール (局)	四、三	龍膽エキス (局)	一、二
チストール	五、九	磷酸ソーダ (局)	〇、一
重質燐性マグネシア	〇、三	〇磷酸コデイン (局)	七九、五
重碳酸ソーダ (局)	〇、一	〇磷酸ヒドロコデイン	一六八、〇
重酒石酸カリ (局)	〇、九	〇磷酸チヒドロコデイン	一五四、〇

○ヌベルカイン	一五九、六	黄色ワセリン	〇、二
○ルゴール氏液 (局)	一、一	遠志根 (局)	〇、五
ルミナール	七五、五	ワカモト	二、〇
ルジュール	一一、八	ガロステリン末	七、四
オイゾート	四、五	カリ石鹼 (局)	〇、三
オパホルモン	一九、〇	カルチコール末	二、八
オパホルモンペンツオアイト	五二、六	カルヂアゾール	二五、二
オポピリン	五、六	カルコーゼ	三、一
オリザニン末	四、九	○カルモチン末	四、六
オリザニン液	一、八	カカオ脂	〇、四
強力オリザニン注射液 (10倍) 一個	五四、六	ガラクトサン	二、二
オリザニン錠 一錠	二、五	ガゼイドール軟膏	六、七
オリーゼ	三、五	ガゼイドール坐薬 一個	九、六
オオホルミン末	二九、七	カフローゼ	〇、六
オオホルミンルテウム	五四、六	カブホルモン (3號一管)	四二、〇
オレフ油 (局)	〇、三	○カフェイン (局)	八、三
○オスバニール	九、六	カーボニン末	一、二
黄逆末 (局)	一、四	カーボニン錠 一錠	〇、五
黄硝末	〇、一	カスカリン末	三、四
△黄蜂末 (局)	二、三	カスカラサクラダ流動エキス (局)	一、一

丸、カラサクダ錠 一錠	〇、六	含糖ベブシン (局)	一、七
カスターロール	〇、三	○甘朮 (局)	三、二
カンポリヂン注射液 一管	二八、七	甘硝石精 (局)	一、二
○カンタリスチンキ	一、九	甘草	一、〇
カンフルオレトマ油 (10%) 一管	八、二	甘草末	一、一
カンフルオレトマ油 (20%) 一管	八、二	○ヨード (局)	三、〇
カンフル酸 (局)	二、七	○沃度ポリタミン液	一、二
カンフル (局)	〇、六	○ヨードヂウカルチン	六、〇
カンフルチンキ	〇、三	○ヨードチンキ (局)	一、〇
海人草 (局)	〇、三	○ヨードカリ (局)	二、六
過マンガン酸カリ (局)	〇、五	○ヨードカリ丸 (〇、〇、五) 一丸	〇、三
還元鐵 (局)	一、〇	ヨードタカローゼ 一管	三一、七
肝油 (局)	〇、二	ヨード石灰シロップ	〇、五
肝油 (眼鏡)	〇、四	ヨードナトリウム (局)	三、三
肝油 (高橋)	〇、三	ヨードプロカノン 一管	三七、八
肝油乳劑 (局)	〇、九	ヨードブルトローゼ	一、〇
過酸化マグネシア	三、六	○ヨードホルム (局)	三、五
過酸化水素水 (オキシフル) (局)	〇、三	ヨードフェラトローゼ	二、〇
○苛性カリ (局)	〇、六	ヨード鐵シロップ (局)	〇、三
○苛性ナトロン (局)	〇、六	溶性サツカリン (局)	一、六

ダイモール錠	一錠	七、〇	レスピラチン	四、六
タルタリン		四二、七	ソゴール末	二、〇
タルク (局)		〇、一	ツシアスト錠	一、一
タールバスタ (局)		〇、三	ツシアスト錠	四、八
タンニン酸 (局)		二、五	ツヨール原液	三、四
タンニン酸肛門坐薬	一本	三、二	ツヨール膠球	一、四
〇タンニン酸コカイン坐薬	一個	五、九	ネルケガン (一管)	二、〇
タンニン酸キニーネ (局)		七、八	ネオバラマトリン (一號一管)	二二、四
タンナルビン (局)		〇、九	ネオハツモン (一管)	四八、三
タンブオニン		五、四	ネオターゼ	〇、八
大黃末 (局)		〇、五	ネオエパニン	一、一
大黃チンキ (局)		〇、五	ネオエパニン液	一、〇
大楓子油 (局)		一、〇	△ネオタンワルサン	四七、六
單軟膏 (局)		〇、八	△ネオタンワルサン	九一、〇
筆鉛硬膏 (局)		〇、三	△ネオタンワルサン	一二三、二
炭酸ソーダ (局)		〇、一	△ネオタンワルサン	一五一、二
炭酸グアヤコール (局)		四、八	△ネオタンワルサン	一八二、〇
炭酸マグネシア (局)		〇、一	△ネオタンワルサン	二二一、二
炭酸石灰		〇、一	△ネオエーラミゾール	五〇、四
レシシン (局)		三、八	△ネオエーラミゾール	九三、八

△ネオエーラミゾール	3號一本	一三一、六	〇ネマトール	六、五
△ネオエーラミゾール	4號一本	一六六、六	〇ナルコボン粉末	一三三、〇
△ネオエーラミゾール	5號一本	一九八、八	〇ナルカイン	五、〇
△ネオエーラミゾール	6號一本	二二八、二	ナフタリン (局)	〇、二
△ネオアルサミノール	1號一本 (〇、一五) 一管	六〇、二	〇ナセドール	九、〇
△ネオアルサミノール	2號一本 (〇、三) 一管	一一七、六	ラベンデール油	二、七
△ネオアルサミノール	3號一本 (〇、四五) 一管	一六八、〇	ラノリン (局)	〇、四
△ネオアルサミノール	4號一本 (〇、六) 一管	二一四、二	ラクトスターゼ	三、〇
△ネオアルサミノール	5號一本 (〇、七五) 一管	二五九、〇	〇ラクトフェニン	一六、〇
△ネオアルサミノール	6號一本 (〇、九) 一管	二九四、〇	ラキサトール	八、六
△ネオネオアアセミン	1號一本	五七、四	ラキサトール錠 (〇、二) 一錠	三、九
△ネオネオアアセミン	2號一本	一一〇、六	ウイソル軟膏	〇、五
△ネオネオアアセミン	3號一本	一五四、〇	ウイタホルチン	五、六
△ネオネオアアセミン	4號一本	一九六、〇	ウイタミン A (理研) 一錠	五、一
△ネオネオアアセミン	5號一本	二二一、〇	ウイタミン A (第一製薬) 一錠	四、五
△ネオネオアアセミン	6號一本	二六三、二	ウイタミン A (三共) 一球	四、八
ネオフストール		一、四	ウリノーゲン	四三、七
ネオピチロール		二、六	ウワウル	一、〇
ネオピリン		二、九	ウワウルチン	一、八
ネオ肝精		三、四	ウワウルシ葉	〇、四

ウワウルシ流動エキス	〇、七	〇クレオソート (局)	一、五
ウラルゴール中 一本	二八、〇	クレオソート丸 (〇、〇五) (局)	〇、二
ウラルゴール長 一本	三三、六	〇グレラン	一、九
茴香水 (局)	〇、七	〇グアヤコール (局)	三、六
〇ノバボン	〇、一	グアヤコールポリタミン	一、二
ノバレギン	八、一	グアヤコールブルトゼ	一、一
△ノバズロール (二管)	三三、九	グアヤコールスルホン酸カリ (局)	五、一
ノルモザン	五二、五	クエン酸 (局)	一、二
〇クロロホルム (局)	一、一	クエン酸鐵 (局)	一、八
クロロカルシウム注射液 (1%) 一管	〇、七	クエン酸ソーダ	二、八
クロロカルシウム注射液 (2%) 一管	一四、〇	苦味チンキ (局)	〇、六
クリブタール液	一四、〇	ヤトコニン (大人用) 一管	九五、二
クリブタール球 (〇、三) 一球	四、二	〇ヤラツバ根末 (局)	〇、七
グリコラクチン	三、四	〇ヤラツバ脂 (局)	一〇、七
グリテール	二、七	燒石膏	〇、三
グリサロピン (局)	三、〇	マダルモン	〇、六
グリセリン	八、三	マクニン末	一、一
グリセリ燐酸石灰 (局)	〇、四	マクニン液	六、二
タクロール	二、六	マクニン錠 一錠	四、六
	三、八		三、二

マクネシア (局)	〇、三	ブロム石灰注射液 (2%) 一管	一八、二
マオキス	二、〇	ブロム石灰注射液 (4%) 一管	一八、二
麻黄	〇、二	ブロムナトリウム (局)	〇、八
ゲラチン	〇、五	ブロムカリ	〇、七
ゲリジン	一〇、一	〇ズロムカンフル	一、四
ゲンチアナ根末 (局)	〇、四	ブロムタカローゼ	三二、七
桂皮末 (局)	〇、四	ブロムアンモニウム	〇、七
桂皮水	〇、一	プロテイン銀 (局)	四、四
桂皮シロップ	〇、二	プロセブチン	一四、三
健胃散 (局)	〇、一	ブドー糖液 (10%) 一管	二一、六
結晶重碳酸ソーダ	〇、一	ブドー糖液 (5%) 一管	二五、二
〇プロバリン末	五、六	フチゾール	四、五
プロチン末	二〇	ブルトゼ	〇、八
プロチン液	一、〇	ブルガリン末	三、一
プロカノン	四二、〇	〇ブルストール	五六、〇
プロタニン	五、六	ブレノリン	三、七
プロタチン液	四〇、〇	ブラノーゼ末	一、三
プロタルゴール	二四、二	ブラノーゼ液	〇、六
プロタルゴール尿道坐薬 (1%) 一個	一、四	ブノイミン	五、九
プロタミラーゼ	一、六	フエバセニン	九、六

○フエナセチン (局)	二、四	コバイバルサム (局)	一、三
○フエノバルビタール (局)	九、二	コロンエキス液	〇、九
○フエノールフタレイン (局)	一、九	胡麻油 (局)	〇、三
フエジカール	五、三	コンヅランゴ皮 (局)	〇、一
フアトシン末	三、八	コンヅランゴ流動エキス (局)	〇、六
フアトシン液	一、九	骨炭末	〇、六
フアトシン錠 (〇、一) 一錠	一、三	エバニン末	二、一
フアゴール	六、三	エバニン液	一、五
フストール	一、一	エチール炭酸キニーネ (オイヒエン) (局)	二四、八
フスタギン	四、〇	エチナル	九、四
フスタギン液	一、八	エタイノキシール	六、〇
フスタギン濃厚液	一、七	○エフエーリン末 「ナガイ」	一四七、〇
フスゲン末	二、〇	○エフエーリン錠 「ナガイ」 一錠	七、八
フスゲン液	〇、七	○エデラ	二二、六
○フスコチン	一七九、二	エーテル (局)	〇、三
複方ゲンチアナチンキ	〇、五	エキホス	〇、五
複方キナチンキ (局)	〇、八	エモール錠	二、六
コロヂオン (局)	〇、三	エビオス	二、〇
コロソ根末 (局)	〇、三	エンテロール	二、二
コロソチンキ (局)	〇、七	○鹽素酸カリ (局)	〇、一
		コバイバルサム (局)	
		コロンエキス液	
		胡麻油 (局)	
		コンヅランゴ皮 (局)	
		コンヅランゴ流動エキス (局)	
		骨炭末	
		エバニン末	
		エバニン液	
		エチール炭酸キニーネ (オイヒエン) (局)	
		エチナル	
		エタイノキシール	
		○エフエーリン末 「ナガイ」	
		○エフエーリン錠 「ナガイ」 一錠	
		○エデラ	
		エーテル (局)	
		エキホス	
		エモール錠	
		エビオス	
		エンテロール	
		○鹽素酸カリ (局)	

△鹽酸ドレナリン液 (二〇〇〇倍溶液)	一、七	アペリー末	三、八
△鹽酸ババベリン	一六八、〇	アペリービロイチ (二管)	一六、八
△鹽酸チアセチールモルヒネ	一九五、〇	アドソルビン	〇、四
○鹽酸コカイン (局)	一九五、〇	アドツシアスト	四、五
鹽酸キニーネ (局)	二一、四	アトミノノーゼ	二、五
○鹽酸シノメニン	六〇二、〇	アドリス	一、八
○鹽酸シノメニン注射液 (3%) 一管	三五、〇	アルツゾン (一管)	一四、五
△鹽酸ピロカルピン (局)	一二六、〇	アルコール (局)	〇、六
△鹽酸モルヒネ (局)	一三八、〇	アルシリン	一、八
△テトロドトキシシン 一管	三三、七	アルシリンワイス	一、〇
デルマトール (局)	二、九	アルゼンフルトローゼ	一、〇
テラポール	一一、八	アルゼンフェラトローゼ	一、九
デコセプト液	一、四	アラビヤゴム末 (局)	〇、四
○テピラール	一〇、〇	○アミノピリン (局)	四、五
照内末	三、七	○アセトアニリド (局)	一、二
澱粉 (局)	〇、一	アスピリン (局)	一、三
天然カルルス泉鹽	〇、二	アスピリン 「シタノ」	二、三
アイロール (局)	四、五	○アンチツツシン	一八九、〇
アニモスターゼ	六、二	○アンチピリン (局)	二、九
アペチン	一、二	アンタチデン	〇、五

アンモニア苗香精 (局)	〇、八	サツカリン	一、五
アンモニア水 (局)	〇、一	サリチル酸 (局)	一、〇
アケビン	五、〇	サリチル酸フェニール (局)	二、〇
〇阿片散 (10%)	三、一	△サリチル酸水銀 (局)	五、一
〇阿片チンキ (局)	三、六	△サリチル酸汞丸 一丸	〇、一
〇阿片安息香チンキ (局)	〇、七	〇サリピリン (サリチル酸アンチピリン) (局)	一、六
亞鉛華	〇、二	サリチル酸ソーダ (局)	一、三
亞鉛華軟膏 (局)	〇、五	サルホール	二、五
亞鉛華澱粉	〇、二	サナリン	五、二
△亞砒酸	〇、六	〇サントニン (局)	九、九
△亞砒酸カリ液 (局)	〇、八	サンカール末	二、八
△亞砒酸丸 (〇、〇〇一) 一丸	〇、一	醋酸アルミニウム液 (局)	〇、四
安息香酸 (局)	一、二	醋酸アルミニウム (局)	〇、三
安息香酸ソーダ (局)	二、〇	醋酸 (局)	〇、一
〇安息香酸ソーダカフェイン (局)	五、三	〇醋酸鉛 (鉛糖) (局)	〇、二
亞硝酸ソーダ	〇、六	醋酸カリ液 (局)	〇、二
アプフリン	一、〇、五	キナ皮 (局)	〇、六
サロミン	二、五	キナチンキ (局)	〇、八
サロミン R	〇、八	キナポリタミン	一、二
ザリン	一、六、九	キナブ トーゼ	一、〇

キシムノン液	〇、六	ミレバール散 (10%)	六、四
キノフエンカルシウム	七、六	明礬 (局)	〇、一
強力アペチン	一、八	シロップ (局)	〇、一
強力アペリー (4號) (一管)	一三一、六	次亞硫酸石灰 (局)	一、二
杏仁	〇、三	〇次醋酸鉛液 (局)	〇、一
〇杏仁水 (局)	〇、四	次サリチル酸蒼鉛 (局)	二、六
吉草根	〇、五	次硝酸蒼鉛 (局)	二、六
吉草チンキ (局)	〇、六	蒸溜水 (10%) (局)	〇、一
吉草根末 (局)	〇、二	生姜末 (局)	〇、二
稀鹽酸 (局)	〇、一	食鹽 (局)	〇、一
桔梗根 (局)	〇、二	△昇汞 (局)	二、六
ユーキリン	三、四	△昇汞鏡 一鏡 (局)	一、五
〇メチールスルホナール (局)	八、一	硝石 (局)	〇、一
メタボリン	二二、四	〇硝酸銀 (局)	六、三
滅菌蒸溜水 (30%) 一管	二〇、二	△硝酸ストリキニーネ (局)	二六、八
〇綿馬エキス (局)	四、四	酒石酸 (局)	一、七
ミルラチンキ	〇、五	〇醋酸セリウム (局)	一、五
蜜蠟 (黃蠟) (局)	一、三	人工カルルス鹽 (局)	〇、一
〇ミグレニン (局)	三、八	ヒポトナール	一五、八
〇ミグレニン錠 一錠	一、二	ビチロール (萬能膏)	二、四

ビオトモサン	二、二	センナ葉 (局)	〇、三
ビオカルク	一〇、一	センナ葉末 (局)	〇、四
〇ビレチン	八、一	石榴皮 (局)	〇、二
ビオラキシシ	八、四	石灰水 (局)	〇、一
ビオフェルミン末	三、五	〇石灰酸 (局)	〇、三
ピオゼニン	二、四	石鹼カンフル擦劑	〇、八
ヒタミンプロカノン (2號)	五六、〇	〇ストロファンツスチンキ (局)	一、六
ビノザリン	七、〇	〇スルホナール (局)	六、九
ヒマシ油 (局)	〇、二	スカポール	二、二
ビープロタミライゼ	二、七	スギウロン (二管)	六三〇、〇
ビスチン	一、〇	スーセオール	二、二
白檀油	一、一	スコロイド	四、五
木タール	〇、一	水銀軟膏	〇、九
木ソール (二管)	四七、六	別表第二號	
〇セカルチン	三五、〇	調劑手數料	
〇セダロン	一一、八	一 調劑手數料ハ下記ノ通りトス	
ゼネガ根末 (局)	二、四		
ゼネガチンキ	〇、四		
ゼネガシロツア	〇、三		
精製硫黃 (局)	〇、一		

種別	單位	手數料	容器代
水劑、散劑	二日分以下	四點	一 投藥瓶 三〇瓦入 五錢 六〇瓦入 六錢
頓服劑	三包以下	三點	二 處方中〇、一瓦以下ノ藥劑ヲ配シタル場合ハ一種ヲ配スル毎ニ前項ノ手數料ニ一點ヲ加算ス
液劑	五〇〇瓦以下	四點	三 處方中〇、一瓦以下ノ藥劑ヲ配シタル場合ハ一種ヲ配スル毎ニ前項ノ手數料ニ一點ヲ加算ス
滴劑	一〇瓦以下	四點	四 處方中〇、一瓦以下ノ藥劑ヲ配シタル場合ハ一種ヲ配スル毎ニ前項ノ手數料ニ一點ヲ加算ス
撒布劑、塗布劑	二〇瓦以下	四點	五 手數料ノ一點單價ハ二錢トシテ計算スルモノトス
點眼劑、點耳劑	一〇瓦以下	五點	別表第三號
點尿道注入劑	三〇瓦以下	五點	容 器 代
膏劑	二〇瓦以下	六點	一 〇〇瓦入 八錢 二〇〇瓦入 一〇錢
坐劑	三個以下	六點	二 三〇〇瓦入 一三錢 四〇〇瓦入 一五錢
浸煎劑、乳劑、丸劑、膠囊劑	二日分以下	七點	三 液劑瓶 五〇〇瓦入 一〇錢 六〇〇瓦入 一二錢
滅菌ヲ要スル注射劑	一劑分以下	一五點	四 點眼瓶 一〇瓦入 一〇錢 二〇瓦入 一五錢
既製製劑ヲ單味處方セラレタル場合ハ藥劑ノ單味分量ニ拘ラズ			五 膏藥壺 一〇瓦入 六錢 二〇瓦入 八錢
(容器ノ儘支給スル場合ヲモ含ム) 二點			六 滴瓶 三〇瓦入 一五錢
二 處方箋記載ノ日數又ハ數費ガ前項ノ單位ヲ超エタルトキハ其ノ單位又ハ端數ヲ増ス毎ニ前項ノ手數料ニ其ノ五割ヲ加算ス			
六 藥袋、藥包紙ハ無料トス			

00466

鳥取縣令第四十二號

昭和十七年一月三十日鳥取縣令第十八號國民徵用扶助規則施行細則中左ノ通改正シ昭和十七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年五月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第五條 醫療ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ
一 居宅扶助ノ場合

(一) 醫療費

別記「國民徵用扶助規則ニ依ル醫療費點數計算規程」ニ依ルモノトシ一點ニ付二十錢

(二) 齒科醫療費

別記「國民徵用扶助規則ニ依ル齒科醫療費點數計算規程」ニ依ルモノトシ一點ニ付十錢

(三) 處方箋ニ依ル藥劑費

別記「國民徵用扶助規則ニ依ル處方箋藥劑費規程」ニ依ル

二 收容扶助ノ場合

入院料一人一日二圓五十錢(生活扶助費及醫療費ヲ含ム)
醫療費ノ爲支出スル費用ニシテ前項ノ規程ニ依リ難キモノニ付テハ實費トス

軍事扶助法ニ依ル醫療費點數計算規程

第一條 醫療費點數ハ別表ノ如ク之ヲ定ム

第二條 別表ニ記載ナキ處置又ハ手術其ノ他ニ付テハ其ノ都度之ヲ定ム

別表ニ記載アルモ特ニ必要アリテ其ノ點數ニ據リ難キモノニ付テハ其ノ都度之ヲ定ム

第三條 醫療費ハ別表中最低點ニ依リ請求スルヲ以テ例トシ之ニ據リ難キ場合ハ其ノ理由ヲ醫療費請求書備考欄ニ記載ノ上本規程ノ範圍内ニ於テ適當點數ヲ計上シテ請求スルモノトス

第四條 醫師ノ提出シタル醫療費請求書ハ傷病ノ輕重、手術處置ノ難易等ヲ考慮シテ審査ノ上公正ニ點數ヲ定ムルモノトス

別 表

診 察 料

初 診

一 診察特ニ繁雜ナリシ場合又ハ夜間診察ハ五點以上ヲ請求シ得ルコト
三十一五點

二 傷病診療中他ノ傷病發生スルモ初診料ハ請求セサルコト

三 診斷ノ結果治療ヲ必要トセザルコト明トナリタル場合ノ初診料ハ請求シ得ルコト

再 診

一 醫療方針第三投藥ノ項「ニ」ニ該當スル場合ニ請求シ得ルコト
一 五點

往 診

一 自己ガ診療中ノ患者ニシテ第二診以後單ニ診察ヲ爲スニ止マリ投藥注射處置検査等ノ行ハレザル場合ニ請求シ得ルコト
三十五〇點

二 半里以内ノ往診ニシテ個々ノ場合ハ五點以上(回診ノ如キ場合ヲ除)クラ請求シ得ルコト

三 同一家屋ニ二人以上ノ患者アル場合ハ其ノ人數ニ應ジ一點

宛加算シ初診ノ場合ハ別ニ初診料ヲ加算ス 但シ各患者トモ其ノ傷病ガ往診ヲ必要トスル程度ノ場合ニ限ル
四 夜間、難路、暴風雨雪時ノ往診ハ各々十割増トス
以上各項ニ謂フ夜間トハ午後九時ヨリ午前七時迄トス、但シ自己ノ表示スル診察時間内ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

藥 治 料 (容器代、第一回ハ〇・五點ヲ請求シ第二回以後ハ患者ノ負擔トス)

内服藥 (二劑一日分) 〇・五

順服藥 (二回分)

含嗽藥 (一劑三百cc乃至五百cc) 二日間使用ヲ標準トスルコト

洗滌藥 (同)

審法藥 (同)

吸入藥 (同)

塗布藥 (一劑十瓦、三日間使用ヲ標準トスルコト)

撒布藥 (同)

膏 藥 (同)

坐 藥 (一箇ヲ一劑、一日一劑ヲ標準トスルコト)

點眼藥 (一劑五瓦、五日間使用ヲ標準トスルコト)

點鼻藥 (同)

00467

- イ 一指趾或ハ之ニ準ズル範圍内ノ切開又ハ外傷創及之ニ準ズルモノ
 - 治 療 三點 (一回限り)
 - 處 置 一―二點
- ロ 二指趾又ハ前記程度ノ切開外傷ノ二ヶ所ニ及ベルモノ又ハ一ヶ所二種以上ノ切開又ハ外傷創及之ニ準ズルモノ
 - 治 療 五點 (一回限り)
 - 處 置 二點
- 二 中切開及中外傷
 - 處 置 六―一五點
- イ 三指趾以上又ハ小切開及小外傷ノ數ヶ所ニ及ベルモノ又ハ一ヶ所三種以上ノ切開又ハ外傷創及之ニ準ズルモノ
 - 治 療 六點 (二回乃至五回限り)
 - 處 置 二―三點
- ロ 手足及之ニ準ズル範圍ノ外傷又ハ五種以上ノ切開及外傷創及之ニ準ズルモノ
 - 治 療 一〇點 (二回乃至五回限り)
 - 處 置 五種以上
手足指趾ニ亙ルモノ 三―四點
手足指趾ニ亙ルモノ 三―四點
五
- ハ 四肢、頭部、顔面、胸部、腹部及之レニ準ズル範圍ノ外傷
 - 治 療 一〇―一五點 (二回乃至一〇回限り)
 - 處 置 一〇―一五點
- 或ハ(ロ)程度ノ外傷又ハ切開ノ二ヶ所ニ及ベルモノ又ハ一ヶ所七種以上ノ切開又ハ外傷創及之ニ準ズルモノ
 - 治 療 一五點 (二回乃至五回限り)
 - 處 置 {二ヶ所又ハ七種以上
半肢、頭部、顔面 五―六點
胸部、腹部 四―五點
六―七
- 三 大切開及大外傷
 - 處 置 一六―一五〇點
- イ 一〇種以上ノ切開及外傷創又ハ創傷ノ深部ニ及ベルモノ
 - 治 療 一六點 (二回乃至一〇回限り)
 - 處 置 八點
- ロ 一肢又ハ之ニ準ズル範圍ノ外傷創
 - 治 療 一六―二〇點 (二回乃至一〇回限り)
 - 處 置 六―一〇點
- ハ 二肢以上ニ亙ル範圍ノ外傷
 - 治 療 三〇點 (二回乃至一〇回限り)
 - 處 置 八―一二點
- ニ 全身ニ亙ル範圍ノ外傷又ハ切開ノ大サ深サ數等ノ前記以上ノモノ
 - 治 療 四〇―五〇點 (二回乃至一〇回限り)
 - 處 置 一〇―一五點

- 以上四項ノ處置ハ經過ニ應ジ漸次遞減シ其ノ程度輕キモノハ五點ヲ標準トス
- 火傷治療 (電撃傷藥物傷ヲ含ム)
 - イ 一肢ノ半ニ達セザルモノ 三―六〇點
 - ロ 一肢ノ大半又ハ全肢ニ亙ルモノ 三―一〇〇
 - ハ 半身ニ亙ルモノ或ハ二肢ノ大部ニ亙ルモノ 二〇―三〇
 - ニ 軀幹ノ大部或ハ軀幹ノ一部並ニ四肢ニ亙ルモノ三〇―六〇
- 右四種ノ處置五回乃至十五回迄ハ狀況ニ應ジ火傷治療ニヨリ以後ハ外科處置ニ準ズ仍テ其ノ部位廣狹程度傷況等ヲ經過ト共ニ必ズ記載スベシ
- 内科處置
 - 一―一五點
- 皮膚科處置 (部位程度ヲ明記スベシ)
 - 外科處置ニ準ズ但シ全一肢又ハ半身以上ニ亙ルモノハ火傷治療ニ準ズ
- 泌尿器科處置
 - イ 副睪丸炎處置 一―一五點
 - ロ 膀胱洗滌 一―一三
 - ハ 攝護腺冷却又ハ加温 二―一五
 - ニ 攝護腺「マツサージ」 一―一三
 - ホ 下疳處置 一―一二
- ～ 尿道洗滌 (急性期間十五日ヲ標準トシテ注射ヲ併用スルコトヲ得)
 - ト 後部尿道點滴注入 三
 - チ 尿道側管治療 (二回迄ヲ標準トス) 五
- 産科婦人科處置
 - イ 陰洗滌 一―一五
 - ロ 子宮腔洗滌 (腐蝕處置ヲ含ム) 一―一二
 - ハ 其ノ他ノ處置ハ外科處置ニ準ズ 三―一五
- 眼科處置
 - イ 洗眼點眼 一―一五
 - ロ 蒸氣霧法 一―一二
 - ハ 熱氣霧法 一
 - ニ 結膜結石除去 二―一三
 - ホ 結膜下注射 (洗眼ヲ含ム) 三―一五
 - ヘ 卷軸帶ヲ必要トスル處置 二―一五
 - ト 其ノ他ハ外科處置ニ準ズ
- 耳鼻咽喉科處置
 - イ 耳處置 一―一五
 - ロ 歐氏管通氣 二

00472

ハ 鼓膜「マツサージ」	一―二點	ナ 其ノ他ノ處置ハ外科處置ニ準ズ	點
ニ 右二種以上同時ニ處置シタル場合	三		五―二〇
ホ 歐氏管ブジールンク (以上二種ノ處置ヲ含ム)	四		二
ヘ 外耳切開後處置 (五回迄ヲ標準トス)	二		三―五
ト 外聽道異物摘出	二―三		三―五
チ 上顎竇洗滌	二―三		三―五
リ 前頭竇洗滌	三―五		三―一〇
ヌ 鼻内異物摘出	二		三―一〇
ル 鼻處置	一		二―四
ヲ 口腔處置	一	瀉血	三―五
ワ 咽頭處置	一	應急の人工呼吸	一〇
カ 右三種 (ル乃至ワ) 中二種以上ナシタルモノ	二	理學的療法	
ヨ 扁桃腺切除術又ハ扁桃腺剝出術後處置	二	電氣療法	一―二
(五回迄ヲ標準トスルコト)		デアテルミー	二
タ 咽頭部外傷處置	二	赤外線	二
レ 咽頭結核處置	三	超短波	二―三
ソ 喉頭處置	三	レントゲン治療	二―三
ツ 喉頭結核處置	三―五	表層治療	五―一五
ネ 喉頭潰瘍電氣燒灼	三―五	深部治療	一五―四〇

00473

(ナ) 萬五千ボルト以上、重金屬ニヨリ濃過シタルモノ)		注射總回数二十回ヲ限度トス	
(悪性腫瘍ノ場合ハ毎回「單位」ヲ明記スルコト 且毎回二〇		前記治療法ニ附随スル葡萄糖液ノ注射並ニ強心藥注射等ヲ含ム	
〇「單位」以上使用ヲ標準トスルコト)		覺醒時特別ニ葡萄糖アドリナリン等ノ注射等及人工覺醒ヲ要シ	
マツサージ	一―二點	タル場合ハ規程第二條第二項ニ據ルコト	
熱氣浴	一―二	腸寄生蟲驅除療法	
藥浴	一―二	十二指腸蟲驅除 (下劑ヲ含ム)	一 回 五―一〇點
マラリア發熱療法	八〇	疥癬驅除 (下劑ヲ含ム)	一 回 一五
(三十日ヲ限度トス) (強心藥注射等附隨處置ヲ含ム)		手術料	
電擊療法一回	一〇	頭部、顔面、口腔、頸部	
(二十回ヲ限度トス) (強心藥注射等附隨處置ヲ含ム)		(但シ眼、耳、鼻、咽喉ハ別項トス)	
持續睡眠療法 一日	三―四	穿顱術	三〇〇―六〇〇點
(十五日ヲ限度トス) (強心藥注射等附隨處置ヲ含ム)		硬腦膜血管結紮術	五〇〇―八〇〇
カルデアゾール療養方法 一回	七―二〇	上顎骨切除術	四〇〇―七〇〇
(二十回ヲ限度トス) (強心藥注射等附隨處置ヲ含ム)		下顎骨切除術	四〇〇―七〇〇
インシュリン劑衝擊療法		下顎骨骨折手術	三〇〇―五〇〇
(準備期 六回) 一回	一〇	下顎骨脫臼整復術	四〇―二〇〇
(第一期 五回) 一回	一二	齒槽突起腫瘍手術	一〇―一〇〇
(第二期 五回) 一回	一七	舌癌根治手術	三〇〇―六〇〇
(第三期 四回) 一回	二二	蝦蟇切開術	一〇―五〇

蝦蟇腫根治手術	五〇一五〇	胸廓整形術	一五〇一六〇
拔牙術	三一五	乳腺腫瘍摘出術	五〇一八〇
頸腺結核剔出術	二〇一二五〇	乳腺癌根治腫瘍根治術 (轉移淋巴腺剔ヲ含ム)	二〇〇一六〇〇
耳下腺腫瘍剔出術	一〇〇一二〇〇	脊椎破裂手術	二〇〇一三〇〇
頸靜脈結紮術	一五〇一二〇〇	脊椎脫臼整復術	二〇一〇〇〇
上喉頭神經アルコール注射	一〇一〇二〇	脊椎・骨盤動血の手術	一五〇一三〇〇
頸部悪性腫瘍剔出術	一〇〇一二〇〇	腰部・股動脈周圍交感神經節切除術	一〇〇一二〇〇
點甲狀腺腫手術	二〇〇一五〇〇	脊椎ギプス繃帶	一〇〇一二〇〇
橫隔膜神經捻除術	一〇〇一五〇〇	ギプス牀	一〇〇一五〇〇
氣管縫合術	三〇一六〇	脊髓硬膜切開術	二〇〇一三〇〇
食道外切開手術	一五〇一三〇〇	腹部 (但シ泌尿器・性器ノ別項トス)	
胸部		腹水穿刺術	二〇一四〇
鎖骨骨折固定術	一〇一〇二〇	人工氣腹術	二〇一四〇
肋骨骨折固定術	一〇一〇二〇	診斷的開腹術	二五〇一四〇〇
肋骨切除術	五〇一二〇〇	タルマ・ドラモン氏手術	二五〇一四〇〇
肋膜穿刺術	一〇一〇三〇	胃切開術	三〇〇一四〇〇
人工氣胸術 (レントゲン検査共)	二〇一五〇	胃切除術	五〇〇一八〇〇
肺腫瘍手術	二〇〇一三五〇	胃造瘻術	三〇〇一四〇〇
肺腫瘍剔出術	五〇〇一八〇〇	胃腸吻合術	三〇〇一七〇〇

腸固定術	二五〇一四〇〇	肝臟囊腫手術	三〇〇一五〇〇
腸切除術	四〇〇一七〇〇	膽囊剔出術	五〇〇一八〇〇
腸切開術	三〇〇一四〇〇	膽囊造瘻術	三〇〇一四〇〇
腸吻合術	三〇〇一五〇〇	膽石手術	四〇〇一八〇〇
破裂腸管縫合術	三〇〇一六〇〇	橫隔膜下膿瘍手術	二〇〇一四〇〇
腸閉塞症手術	三〇〇一五〇〇	急性脾臟炎手術	三〇〇一五〇〇
腸瘻閉鎖手術	二五〇一四〇〇	脾臟腫瘍剔出術	四〇〇一八〇〇
腸管癒著剝離術	二五〇一四〇〇	脾臟剔出術	三〇〇一五〇〇
迴盲部腫瘍切除術	四〇〇一八〇〇	ヘルニヤ根治手術	一〇〇一二五〇
蟲様突起切除術	二〇〇一四〇〇	痔核注射	二一五
蟲様突起周圍膿瘍切開術	一五〇一三五〇	痔核・痔瘻・脱肛根治手術	二〇一〇〇
腸間膜損傷手術	二五〇一四〇〇	直腸・肛門周圍膿瘍手術	一〇一八〇
急性穿孔性腹膜炎手術	二五〇一五〇〇	四肢	
結核性腹膜炎手術	二五〇一四〇〇	皮下	
高位直腸瘻手術	二〇〇一三〇〇	瘻疽手術 (腱ニ及ブモノ)	六一一五
直腸瘻剔出術	四〇〇一八〇〇	骨ニ及ブモノ	一五一二五
人工肛門造置術	二五〇一三五〇	風棘手術	一五一二五
肝臟外傷手術	三〇〇一五〇〇	腋窩淋巴腺腫剔出術	一〇一五〇
肝臟膿瘍手術	三〇〇一五〇〇	四肢脱臼整復術	一〇一五〇
		四肢ギプス繃帶	五〇一五〇

00476

四肢骨折整復固定術	二〇一五〇	點	霰粒腫手術	三一一六	點
四肢切斷術 (部位ヲ明記スベシ)	一五〇三〇〇		トラホーム手術 (術式記入スベシ)	三一六	
四肢關節切除術	一五〇二五〇		眼異物除去術 (結膜異物)	一一二	
四肢關節離斷術	一五〇二五〇		眼異物除去術 (角膜異物)	三一五	
關節離動術	一五〇二五〇		鞏膜異物	五一〇	
股關節離斷術	二〇一三〇〇		結膜裏成形術	一〇一〇〇	
急性化膿性股關節炎切開術	四〇一八〇		翼狀贅片手術	一〇一五〇	
急性化膿性膝及足關節炎切開術	二〇一三〇		淚管擴張術 (洗眼ヲ含ム)	二一五	
足關節離斷術	一〇〇一五〇		淚器手術	二〇一〇〇	
手足骨剔出術	二〇一四〇		眼球手術	二〇一五〇	
指趾關節離斷術	一〇一三〇		角膜潰瘍手術 (燒灼切開)	二〇一三〇	
鼠蹊腺腫剔出術	二〇一六〇		前房穿刺術	一〇一〇〇	
アヒレス腱縫合術	三〇一〇〇		虹彩手術	三〇一〇〇	
アヒレス腱切斷術	一五一三〇		前房・虹彩異物摘出術	五〇一五〇	
ガングリオンヒグローム剔出術	一〇一三〇		緑内障手術 (術式記入スベシ)	五〇一〇〇	
眼			白内障手術	一五〇一四〇〇	
眼瞼手術	一〇一二二〇		後發性白内障手術	五〇一八〇	
睫毛電氣分解術	五一二〇		硝子體內異物摘出術	五〇一〇〇	
麥粒腫手術	二一〇		眼球內容除去術	七〇一五〇	

00477

眼球剔出術	一〇〇一二〇	點	扁桃腺切除術	一五一五〇	點
眼窩手術	三〇一二〇		扁桃腺剔出術	三〇一〇〇	
眼窩惡性腫瘍根治手術	一五〇一三〇〇		扁桃腺周圍膿瘍手術	五一三〇	
耳、鼻、咽喉			咽頭異物摘出術	二一五	
鼓膜切開術	五一一五		咽後膿瘍切開術	五〇一八〇	
慢性中耳炎根治術	二五〇一五〇〇		喉頭異物摘出術	一五一五〇	
乳嚙突起鑿開術	二〇〇一三五〇		喉頭內手術	一〇〇一五〇	
耳科の頭蓋腔内手術	三〇〇一六〇〇		喉頭・氣管切開術	七〇一五〇	
耳後瘻孔縫合術	二〇一八〇		喉頭全剔出術	三〇〇一五〇〇	
衄血止血術	三一一五		氣管内注入術	二〇一五〇	
鼻中隔粘膜下切除術	三〇一〇〇		泌尿器・性器		
下中甲介切除鼻茸手術	一〇一三〇		嵌頓包莖手術	一五一五〇	
鼻咽喉良性腫瘍手術	一〇一五〇		陰莖惡性腫瘍根治手術 (轉移淋巴腺剔出ヲ含ム)	一五〇一三〇〇	
鼻咽喉惡性腫瘍手術	一〇〇一五〇		陰囊水腫穿刺	五	
鼻腔副鼻腔惡性腫瘍剔出術	四〇〇一七〇〇		陰囊水腫根治術	三〇一二〇〇	
上顎竇蓄膿症鼻内手術	二〇一八〇		舉丸剔出術	八〇一五〇	
上顎竇蓄膿症根治手術	一〇〇一二〇〇		副睪丸切除術	一〇〇一二五〇	
篩骨蜂巢閉放手術	一五〇一二〇〇		尿道ブリーヂ挿入術	一一五	
前頭竇炎根治手術	一五〇一二〇〇		誘導ブリーヂ挿入術	五一〇	

00478

尿道手術 (内切開)	二〇一三〇〇
尿道手術 (外切開)	五〇一〇〇〇
尿瘻手術	五〇一〇〇〇
尿道膀胱直腸陰瘻手術	二五〇一三五〇
攝護腺膿瘍切開術	二〇一五〇〇
攝護腺膿瘍切開術	四〇〇六〇〇
膀胱穿孔術	二〇
膀胱碎石術	一〇〇一二〇〇
膀胱結石會陰切開術	一五〇一三〇〇
膀胱結石腹式手術	二五〇一三五〇
膀胱内手術	一〇〇一二〇〇
膀胱破裂手術	二〇〇一三〇〇
膀胱壁切開術	二五〇一三〇〇
膀胱全切開術	五〇〇一六〇〇
腎臟周圍膿瘍手術	二五〇一三五〇
腎臟被膜剝離術	二〇〇一三〇〇
腎臟切開術	二〇〇一三五〇
腎臟結石取出術	三〇〇一五〇〇
腎臟取出術	四〇〇一六〇〇
外陰部切除術	一〇〇一二〇〇

會陰裂創縫合術	一〇一〇〇〇
陰・會陰又ハ子宮頸管整形術	五〇一〇〇〇
子宮陰部燒灼術	一〇一五〇〇
子宮陰上部切斷術	三〇〇一五〇〇
子宮息肉様筋腫膿式取出術	三〇一〇〇〇
ドীগラス腔膿瘍陰内排膿手術	五〇一八〇〇
子宮出血止血處置 (分娩外)	一〇一二〇〇
子宮内膿瘍爬術	二〇一八〇〇
完全子宮脫手術	二〇〇一三五〇
子宮悪性腫瘍腹式全取出術	四〇〇一八〇〇
子宮又ハ附屬器腫瘍取出術	二五〇一五〇〇
腹式骨盤内排膿手術	二〇〇一三〇〇
附屬器癒着剝離手術	二五〇一五〇〇
外廻轉術	五一一〇〇
内及雙合廻轉術	三〇一〇〇〇
骨盤位挽出術	六〇一〇〇〇
鉗子分娩術	四〇一〇〇〇
穿顛挽出術	七〇一五〇〇
斷頭挽出術	七〇一二〇〇

00479

截胎挽出術	七〇一五〇〇
帝王切開術	三〇〇一六〇〇
分娩時子宮出血止血法	一〇一〇〇〇
胎盤用手剝離術	三〇一〇〇〇
分娩時陰門側切開兼縫合術	五一一三〇〇
分娩直後頸管裂傷創縫合術	五〇一〇〇〇
子宮外妊娠手術	三〇〇一六〇〇
胞狀鬼胎除去術	五〇一五〇〇
メトロイリゼ	五〇一五〇〇

雜部

骨折 (複雑ヲ含ム) 觀血手術

大腿

上膊、前膊、下腿

其ノ他

骨髓炎手術

(膿瘍ノ單ナル切開ハ切開外傷治療ニ準ズ)

流注膿瘍剝排膿術 (藥液注入ヲ含ム)

良性皮膚腫瘍剝出術

動脈瘤手術

二〇〇一三〇〇
一〇〇一二〇〇
二〇一八〇〇
五〇一五〇〇
二〇〇一三〇〇
一〇一〇〇〇
三〇一〇〇〇
五〇一〇〇〇
三〇〇一六〇〇
五〇一五〇〇
五〇一五〇〇
二〇〇一三〇〇
一〇一〇〇〇
三〇一〇〇〇
五〇一〇〇〇
三〇〇一六〇〇
五〇一五〇〇
五〇一五〇〇
二〇〇一三〇〇
一〇一〇〇〇
三〇一〇〇〇
五〇一〇〇〇

神經縫合術

縫合術

植皮術 (表皮・皮膚瓣)

輸血術 (血液料ヲ含マズ)

(備考) 入院料ハ別ニ定メタル額ニ依ルモノトシ、入院中ニ

於ケル注射料、検査料、理學的療法及外傷、火傷ノ

治療料一日計六點ヲ超ユル場合ハ其ノ超過額ヲ入院

料以外ニ請求スルコトヲ得

軍事扶助法ニ依ル齒科療費點數計算規程

第一條 齒科療費點數ハ別表ノ如ク之ヲ定ム

第二條 別表ニ記載ナキモノニ付テハ其ノ都度之ヲ定ム

別表ニ記載アルモ特ニ必要アリ其ノ點數ニ據リ難キモノ

ニ付テハ其ノ都度之ヲ定ム

第三條 補綴ニ付テハ補綴ヲ完了シタル日ヨリ一箇年以内ニ再ビ

之ヲ調製シ又ハ修理ヲ加ヘタル場合ハ別ニ其ノ齒科療

費ヲ請求セザルモノトス

第四條 齒科醫師ノ提出シタル齒科療費請求書ハ治療ノ程度、

三〇一五〇〇
一〇一〇〇〇
三〇一〇〇〇
六〇

別表

手術處置ノ難易、修理ノ程度等ヲ考慮シテ審査ノ上公正ニ點數ヲ定ムルモノトス

種別	市		郡		摘
	部	點	部	點	
初診		三點		三點	一人ニ付六ヶ月有効(郡部ニ於テハ當分ノ間之ヲ請求セザルモノトス)
治療		一齒一回ニ付 二、五點		二、二點	一 齶齒外傷、其ノ他硬組織病 貼藥、假封、嚼卓、拔牙、根管ノ治療及充填其ノ他 治療ヲ爲ス患齒ニ基因スル齒齦病並齒根膜炎及口腔 内ノ瘻孔ノ處置(膿漏ノ治療ヲ除ク) 二 智齒周圍炎 貼藥、塗布及齒槽骨炎ノ處置
齒齦炎		一顎一回ニ付 二、五點		二、二點	
口内炎、舌炎		一回ニ付 二、五點		二、二點	
口腔内消炎手術	限局	五點		四、五點	齒齦膿瘍、骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍ノ切開手術、智齒周圍 炎ノ齒齦弁切除等、骨髓炎、骨膜炎等
口腔外消炎手術	廣汎	四五點		四〇點	皮下膿瘍、窩穢炎等
顎骨腫瘍手術		九〇點		八〇點	齒根囊腫、液胸性齒牙膿腫、齒齦腫等
顎骨々折手術		一八〇點		一六〇點	縫合手術ヲ含ム
外科後處置料	洗濯塗布 タンボン交換 其ノ他	二、五點 四點 六點		二、二點 三、五點 五、五點	口腔内消炎手術後處置程度ノモノ 前記以外ノタンボン交換 骨髓炎、骨膜炎、蜂窩織炎ノ後處置ノ場合

00481

00480

齒槽膿漏	手術一顎一回ニ付 八點 處置一顎一回ニ付 二、五點	七點 二、二點	浸潤麻醉ヲ含ム
拔牙	一齒一回ニ付 一〇點 付=齒一 前齒 八點 埋伏智齒 三〇點	九點 七點 二五點	拔牙ニ附隨スル麻醉及當日ニ於ケル前後ノ處置ヲ含ム
充填	付=齒一 ゴム 五點 セメント 一〇點 アマルガム 一六點	四點 九點 一五點	裏裝及隔壁ヲ含ム
脫離金冠裝着	一齒ニ付 一〇點	九點	
金冠裝着用	一齒ニ付 一〇點	九點	
脫離繼續齒裝着	一齒ニ付 一〇點	九點	
ゴム床義齒	一床一齒ニ付 一六點	一四點	一齒ヲ増ス毎ニ 七點(市部) 八點(郡部)
金鈎	一個ニ付 二八點	二五點	
代用金屬鈎	一個ニ付 一一點	一〇點	知事長官ニ於テ承認ヲ經タル不銹鋼ヲ使用スルモノトス
陶齒冠繼續齒	一齒ニ付 四〇點	三六點	
白齒金冠	一齒大白齒 一三〇點 ニ付小白齒 一〇〇點	一二〇點 九〇點	充填ニ依リ齒冠回復ノ見込ナキモノニ限ル

白歯代用金屬冠	一齒(大白齒) 一〇〇點 二付(小白齒) 八五點	九〇點 七五點	知事(長官)ニ於テ承認ヲ經タル銀パラヂウム合金ヲ使用スルモノトス
ゴム床破折修理	二〇點	一五點	一齒ヲ増ス毎ニ 三、五點(市部) 同 四、五點(郡部)
ゴム床義齒修理	陶齒再使用ノ場合 一齒ニ付 八點	七點	
金鈎修理	一個ニ付 一〇點	九點	
金冠修理	一齒ニ付 三五點	三〇點	
代用金屬鈎修理	一個ニ付 五點	三點	
代用金屬冠修理	一齒ニ付 五點	二〇點	
内服藥	一日分 二點	一、五點	容器ヲ必要トスル場合ハ一回ニ限り一點ヲ請求シ、 二回以後ハ患者ノ負擔トス
頓服藥	一、五點	一點	
含嗽藥	四〇〇瓦ニ付 二點	一、五點	
處方箋	四〇〇瓦ニ付 二點	一、五點	
糊帶材料	簡易ナルモノ 三角巾ヲ使用 スルモノ	四點 六點	三點 五點
	卷軸帶ヲ使用 スルモノ	八點	六點

軍事扶助法ニ依ル處方箋藥劑費規程

第一條 處方箋ニ依ル藥劑費ハ藥品原價、調劑手数料及容器代ヲ合計シタルモノトス

第二條 藥品原價ハ別表第一號、調劑手数料ハ別表第二號、容器代ハ別表第三號ニ依ルモノトス

第三條 藥品原價ハ劑別ニ合計セズ劑數ノ如何ニ拘ラズ藥劑支給一回毎ニ全部ノ合計ヲ爲シ其ノ一錢未満ノ端數ハ四捨五入スルモノトス

別表第一號 藥品原價表

- (註) 一、〇印ハ劇藥、△印ハ毒藥ヲ示ス
二、(局) ハ日本藥局方藥品ヲ示ス
三、單位ヲ表示セザルモノハ一瓦トス

價格(錢單位)

藥品名	價格(錢單位)
△イマミコール(一管)	九、三
イクイヨヂン	一一、九
イヒチオールスルホン酸アンモン(イヒチオール)(局)	〇、六
イヒチオール鹽一珠	三、六
イヒチオールワギン一珠	六、三
イヒチオール肛門坐藥(5%) 一個	二、八
イヒチオール肛門坐藥(3%) 一個	二、八
硫黃華(昇華硫黃)	〇、一
イスラビン糖衣一錠	四、五
ロートイヒチオール肛門坐藥一個	四、一
ロートタンニン酸肛門坐藥一個	三、九
ロートチンキ(局)	一、三
ロートエキス(局)	三、六
ロートニキス(5倍用)	一、五
ロチノン(10%) (20cc)	三〇、八
ロートエキス(10倍用)	一、九
ロダンヂウカルチン	六、〇
ロデアリン末	一五、七
ロデアリン末(5倍用)	三、四
ロデアリン液	一、六
パバオスターゼ(パバイアーゼ)	四、二
ハリバ一個	三、〇
〇バルビタール(ヴェロナール)(局)	七、二
パラヌトリン末	二、九
パラヌトリン液	一、二
パラヌトリン注射液(一管)	二〇、二

○バクチ水	〇、一	乳酸石灰 (三共)	一、二
白色ワセチリン (局)	〇、二	乳酸鐵 (局)	一、八
白色アクチゾール	一、二、六	ポリタミン液 (單味)	一、二
ハセスロール	四、八	ポリフェルミン	二、七
パンクレアチン (局)	四、七	ポリガモール	五、六
パンクターゼ	六、七	ホルトン (1管)	一五、四、〇
○パンギタール末	四、七	ホルマリン (局)	〇、二
○パンギタール液	四、七	ボンジュール	一、九
蕃椒チンキ (局)	〇、九	茫硝 (硫酸ナトリウム) (局)	〇、一
白陶土 (局)	〇、一	ボラギノール軟膏	四、〇
白糖末 (局)	〇、二	ボラギノール坐薬 一本	八、二
○白降汞 (局)	三、七	ボマトン	二、〇
蜂蜜 (局)	〇、二	○ボマコイン	一六、八、〇
薄荷腦 (局)	四、七	○ホミカチンキ (局)	一、三
薄荷油 (局)	二、三	○ホミカエキス (局)	四、二
薄荷水 (局)	〇、一	○ホミカエキス (10倍用)	一、〇
○麥角 (局)	一、〇、三	ホスカルビン	〇、二
○麥角流動エキス (局)	一、一、八	○ボスミン	七、〇
乳糖	〇、五	○ボンビリンキニン	一九、三
乳酸石灰 (局)	〇、六	芳香アンモニア精 (局)	〇、七

硼酸 (局)	〇、一	○吐根チンキ (局)	一、四
硼酸軟膏 (局)	〇、八	○吐根末 (局)	三、二
硼砂末 (局)	〇、一	吐根シロツブ (局)	〇、三
○抱水クロラル (局)	一、七	○吐酒石 (局)	〇、九
抱水テルピン	〇、五	橙皮チンキ (局)	〇、七
○ペロセチン	一〇、五	橙皮末 (局)	〇、二
△(パトキシシ) (1管)	二八、〇	橙皮シロツブ (局)	〇、二
ベチン	二、四	豚脂 (局)	〇、四
ペリペロール液	一、一	チバルギン液	二五、四
ペリペロール末	三、九	○チレオイド錠 (乾燥甲狀末) 一錠	一、四
純ペリペロール	四七六、〇	△純ネオタンワルサン 1號一本	四九、〇
ベルガモツト油 (局)	二、六	△純ネオタンワルサン 2號一本	九五、二
ペルーバルサム (局)	二、九	△純ネオタンワルサン 3號一本	一二八、八
○ペタナフトール (局)	一、四	△純ネオタンワルサン 4號一本	一六一、〇
(キサメチレンテトラミン) (ウロトロピン) (局)	〇、八	△純ネオタンワルサン 5號一本	一九三、二
トリブタン	八、一	△純ネオタンワルサン 6號一本	二二八、二
ドライアーゼ	四、九	△デソメアル	三一、六
トラカント末 (局)	八、〇	○デウレチン石灰	一四、〇
○ドーフル散 (局)	一、四	○デウカルチン末	六、〇
○吐根 (局)	八、八	○デウレチン (局)	二、二

ジアスターゼ (局)	一、二	沈降硫黃 (局)	〇、二
ジアスターゼ (柏木)	五、六	沈降炭酸石灰	〇、一
ジアスターゼ (タカ)	六、八	沈降磷酸石灰 (局)	〇、二
ジアスターゼ (ツル)	四、八	リバーゼ	二、二
ジアスターゼ (タカ) 一錠	一、一	リマオン	五三、九
〇デアール末	九二、七	理研レバー	一〇、五
〇デアール錠 一錠	一六、八	流動パラフィン (局)	〇、二
デオニン	三四、九	硫化カリ (局)	〇、一
デガールン	八、九	〇硫酸銅 (局)	〇、六
〇デキヘルトン	一七、九	硫酸マグネシア硫酸 (局)	〇、一
〇デギタリスチンキ (局)	〇、七	△硫酸アトロピン	二六、〇
〇デギタリス葉 (局)	一、二	〇硫酸亜鉛 (局)	〇、一
〇デギタリス葉末	〇、六	硫酸キニーネ (局)	一七、二
〇ジギタミン末	三、九	龍膽末 (局)	〇、三
〇デギタミン液	四、七	龍膽チンキ	〇、三
チモール (局)	四、三	龍膽エキス (局)	一、二
チストール	五、九	磷酸ソーダ (局)	〇、一
重質炭性マグネシア	〇、三	〇磷酸コデイン (局)	七九、五
重碳酸ソーダ (局)	〇、一	〇磷酸ヒドロコデイン	一六八、〇
重質石酸カリ (局)	〇、九	〇磷酸チヒドロコデイン	一五四、〇

〇ヌベルカイン	一五九、六	黄色ワセリン	〇、二
〇ルゴール氏液 (局)	一、一	遠志根 (局)	〇、五
ルミナルル	七五、五	ワカモト	二、〇
ルジール	一、八	ガロステリン末	七、四
オイゾート	四、五	カリ石鹼 (局)	〇、三
オパホルモン	一九、〇	カルチコール末	二、八
オパホルモンペンツオアイト	五二、六	カルヂアゾール	二五、二
オポピリン	五、六	カルコーゼ	三、一
オリザニン末	四、九	〇カルモチン末	四、六
オリザニン液	一、八	カカオ脂	〇、四
強力オリザニン注射液 (10倍) 一個	五四、六	ガラクトサン	二、二
オリザニン錠 一錠	二、五	ガヰイドール軟膏	六、七
オリーゼ	三、五	ガヰイドール坐薬 一個	九、六
オオホルミン末	二九、七	カフローゼ	〇、六
オオホルミンテウム	五四、六	カブホルモン (3號一管)	四二、〇
オレフ油 (局)	〇、三	〇カフェイン (局)	八、三
〇オスバニール	九、六	カーボニン末	一、二
黄連末 (局)	一、四	カーボニン錠 一錠	〇、五
黄相末	〇、一	カスカリン末	三、四
△黄降末 (局)	二、三	カスカラサクラダ流動エキス (局)	一、一